

調査の概要

工業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

平成20年工業統計調査は、旧統計法に基づく指定統計調査（指定統計第10号）として実施しました（平成21年からは、新統計法に基づく基幹統計調査として実施します。）

3 調査の期日

平成20年工業統計調査は、平成20年12月31日現在で実施しました。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類E - 製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）です。

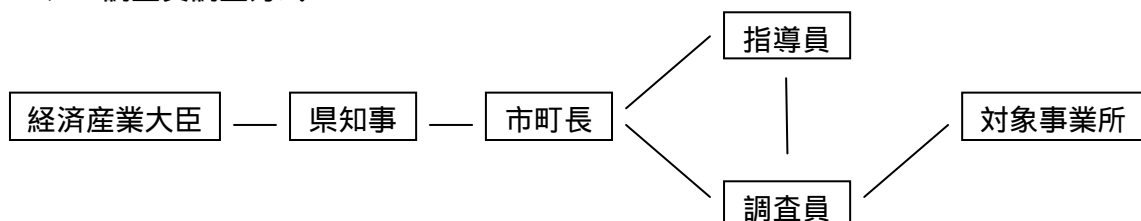
工業統計調査は、西暦の末尾が0、3、5、8の年は全数調査を実施し、それ以外の年は、従業者4人以上の事業所を調査の対象としています。平成20年(2008)は、全事業所を対象に実施しています。

5 調査の方法

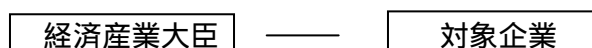
従業者30人以上の事業所は「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所は「工業調査票乙」を用い、申告者の自計申告により調査しています。なお、「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」の調査票様式は巻末に掲載しています。

6 調査の系統

ア 調査員調査方式



イ 本社一括調査方式



利用上の注意

1 集計

- (1) この調査報告書は、平成20年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」について、県で集計したものであり、後日、経済産業省が公表する確定数と相違することがあります。
- (2) 調査期日現在において、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所、並びに休業中の事業所は集計に含まれません。
- (3) 平成20年までの数値は確定数ですが、平成6年の数値は県による推計値です。

2 産業分類

平成19年11月に日本標準産業分類が改訂されたため、平成20年調査より産業分類を変更しました。主な変更内容は、次のとおりです。

日本標準産業分類 E - 製造業 分類新旧対照表

旧分類		新分類	略称
09	食料品製造業	09 食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	11 繊維工業	繊維
12	衣服・その他の繊維製品製造業		
13	木材・木製品製造業（家具を除く）	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品
14	家具・装備品製造業	13 家具・装備品製造業	家具・装備品
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
16	印刷・同関連業	15 印刷・同関連業	印刷
17	化学工業	16 化学工業	化学
18	石油製品・石炭製品製造業	17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭製品
19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品
20	ゴム製品製造業	19 ゴム製品製造業	ゴム製品
21	なめし革・同製品・毛皮製造品	20 なめし革・同製品・毛皮製造品	なめし革・同製品
22	窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品
23	鉄鋼業	22 鉄鋼業	鉄鋼
24	非鉄金属製造業	23 非鉄金属製造業	非鉄金属
25	金属製品製造業	24 金属製品製造業	金属製品
26	一般機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
		26 生産用機械器具製造業	生産用機械
		27 業務用機械器具製造業	業務用機械
		29 電気機械器具製造業	電機機械
		30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
27	電気機械器具製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
28	情報通信機械器具製造業		
29	電子部品・デバイス製造業	31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
30	輸送用機械器具製造業		
31	精密機械器具製造業	32 その他の製造業	その他
32	その他の製造業		

3 集計項目の変更等

- (1) 平成19年の対前年増減率は、平成19年に脱漏事業所及び構内請負事業所の捕捉作業を行ったため、「事業所数」「従業者数」は、当該捕捉事業所を除いた数値で算出しています。
- (2) 平成19年調査から、製造業の実態をよりの確に捉えるため、製造以外の活動も含めた調査内容にしました（製造品出荷額等に「その他収入額（転売収入など）」を、原材料使用額に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加）
そのため、「製造品出荷額等」「付加価値額」については、平成18年以前の数値と接続しません。
- (3) 平成20年の中分類ごとの対前年増減率は、改訂後の日本標準産業分類を適用したため、19年の数値を20年の分類で再集計し計算したものです。

4 用語の説明

- (1) 事業所数、従業者数は平成20年12月31日現在の数です。
- (2) 従業者数は、常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計です。
- (3) 現金給与総額は、平成20年1年間に常用労働者に対し、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与の額との合計です。その他の給与とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などです。
- (4) 原材料使用額等は、平成20年中における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計です。
- (5) 製造品出荷額等は、平成20年中における製造品出荷額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額、加工賃収入額及びその他収入額（転売収入、修理料収入等）の合計です。
- (6) 製造品出荷額は、自己の所有する原材料によって製造された製品の出荷額です。
- (7) 加工賃収入額は、他の企業の所有する原材料又は製品に賃加工して受け取った加工賃です。
- (8) その他収入額は、「製造品出荷額」及び「加工賃収入額」以外の収入（製造業以外の収入）です。
- (9) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額の年初とは平成20年1月1日現在、年末とは平成20年12月31日現在のことです。
- (10) 有形固定資産は、建物、構築物、機械、装置、各種運搬具、器具、備品類及び土地をいい、年初現在高は、平成20年1月1日現在の帳簿価額です。
- (11) 有形固定資産除却額は、平成20年中に、売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額です。
- (12) 有形固定資産減価償却額は、平成20年中に減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額又は減価償却引当金として計上された金額です。
- (13) 事業所敷地面積及び建築面積は、平成20年12月31日現在の面積です。
- (14) 工業用水は、事業所内で工業生産に使用される操業1日当たりの用水量です。

(9) 寄与度

全体の変化率に対して、各内訳の変化がどの程度影響を与えているか示すもの

$$\frac{20\text{年の額} - 19\text{年の額}}{19\text{年の総計}} \times 100$$

(10) 特化係数

$$\text{兵庫県の特化係数} = \frac{\text{兵庫県の産業中分類別構成比}}{\text{全国の産業中分類別構成比}}$$

$$\text{県内各地域の特化係数} = \frac{\text{各地域の産業中分類別構成比}}{\text{兵庫県の産業中分類別構成比}}$$

6 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

ア 製造品が単品のみ事業所は、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。

イ 製造品が複数にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号(中分類)が同じ品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁の番号を決定します。次に、その決定された2桁の番号のうち、上記と同様な方法で3桁番号(小分類)、さらに4桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付を行っています。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に作業工程、機械設備等により産業を決定する場合があります。

7 記号及び注記

(1) この報告書における符号の用法は次のとおりです。

「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表しています。

「X」はその数値の該当事業所数が1又は2の事業所であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあることから、秘匿した箇所です。

また、事業所数が3以上の事業所に関する数値でも、前後の関係から秘匿した数値が判明する場合は秘匿しています。

(2) 統計表は、単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

8 地域集計

市町ごとの集計は、調査時点の市町区分で行っています。また、この報告書における地域集計区分は、次のとおりです。

兵庫県地域集計区分表

1 神戸地域	6 中播磨地域
2 阪神南地域	7 西播磨地域
3 阪神北地域	8 但馬地域
4 東播磨地域	9 丹波地域
5 北播磨地域	10 淡路地域

各地域に属する市町については、次ページの「兵庫県の地域区分図」をご覧ください。

~ 兵庫県の地域区分図 ~

